

石垣島地方気象台カーペット床清掃仕様書

令和8年6月

石垣島地方気象台

1. 件 名 石垣島地方気象台カーペット床清掃

2. 清掃場所 石垣市字登野城428番地 石垣島地方気象台
台長室・2階事務室
図面については、別紙1のとおりとする。

3. 履行期間 令和8年8月31日まで

4. 清掃内容等

(1) 指定箇所(台長室・2階事務室)のカーペット床の清掃を行う。

掃除機等でホコリを除去した後に、オーボット洗浄等の手法を使用し確実に清掃を行い、作業後は乾燥を行うこと。

(2) 水や洗剤を利用した清掃を行う場合は、電気系統に注意して清掃を行うこと。

(3) また、作業にあたっては、各室の椅子、その他容易に移動できる物品の下部及び部屋の隅なども実施すること。作業のために移動した物品については、作業後速やかに所定の位置に戻すこと。

(4) 作業員は受注者である所属会社を明示した名札等を着用して作業すること。

(5) 作業時間帯は土曜日又は日曜日の9時00分～17時00分を原則とし、業務に支障のない時間に実施すること。

(6) 作業に必要な清掃用具・消耗品類は全て受注者の負担とする。

(7) 作業の実施に必要な電気、水道等の光熱水料は発注者の負担とする。

(8) 作業員は、作業責任者の指示により作業を行うこと。

5. 監督

沖縄気象台の任命する監督職員により、作業内容が仕様書に適合するか否か監督する。

6. 検査

沖縄気象台の任命する検査職員により、作業内容が仕様書に適合するか否か検査する。

7. 受注者の責務

(1) 受注者は各種規則・規定及び関係諸法令並びに受注者の慣行を遵守すること。

(2) 業務上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。これは、契約の解除または期間満了後においても同様とする。

(3) 発注者の信用を失墜する行為をしてはならない。

(4) 作業の実施にあたっては、庁舎及び機器等に損傷を与えないよう注意することと

し、万一、発注者の職員及び施設・財物に損害を与えた場合については、その損害が明らかに受注者の責めに帰すべき理由により生じたものに限り、損害賠償を任ずるものとする。第三者に対する損害についても同様とする。

(5) 受注者は作業中の安全確保に万全を期するものとする。

8. その他

(1) 受注者は清掃業務の実施日について、作業実施予定表を提出し監督職員の承認を得ること。

(2) 受注者は作業実施日に変更が生じた場合は、速やかに監督職員に報告すること。

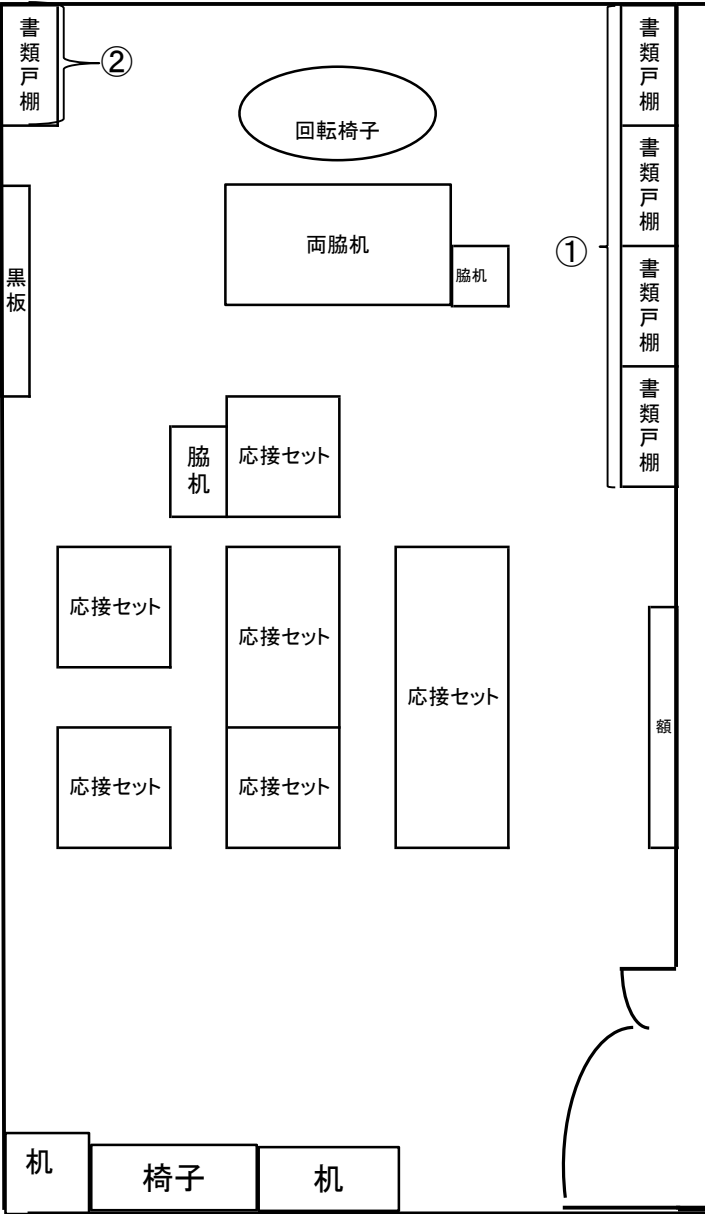
(3) 受注者は清掃実施後、監督職員の確認を受けること。

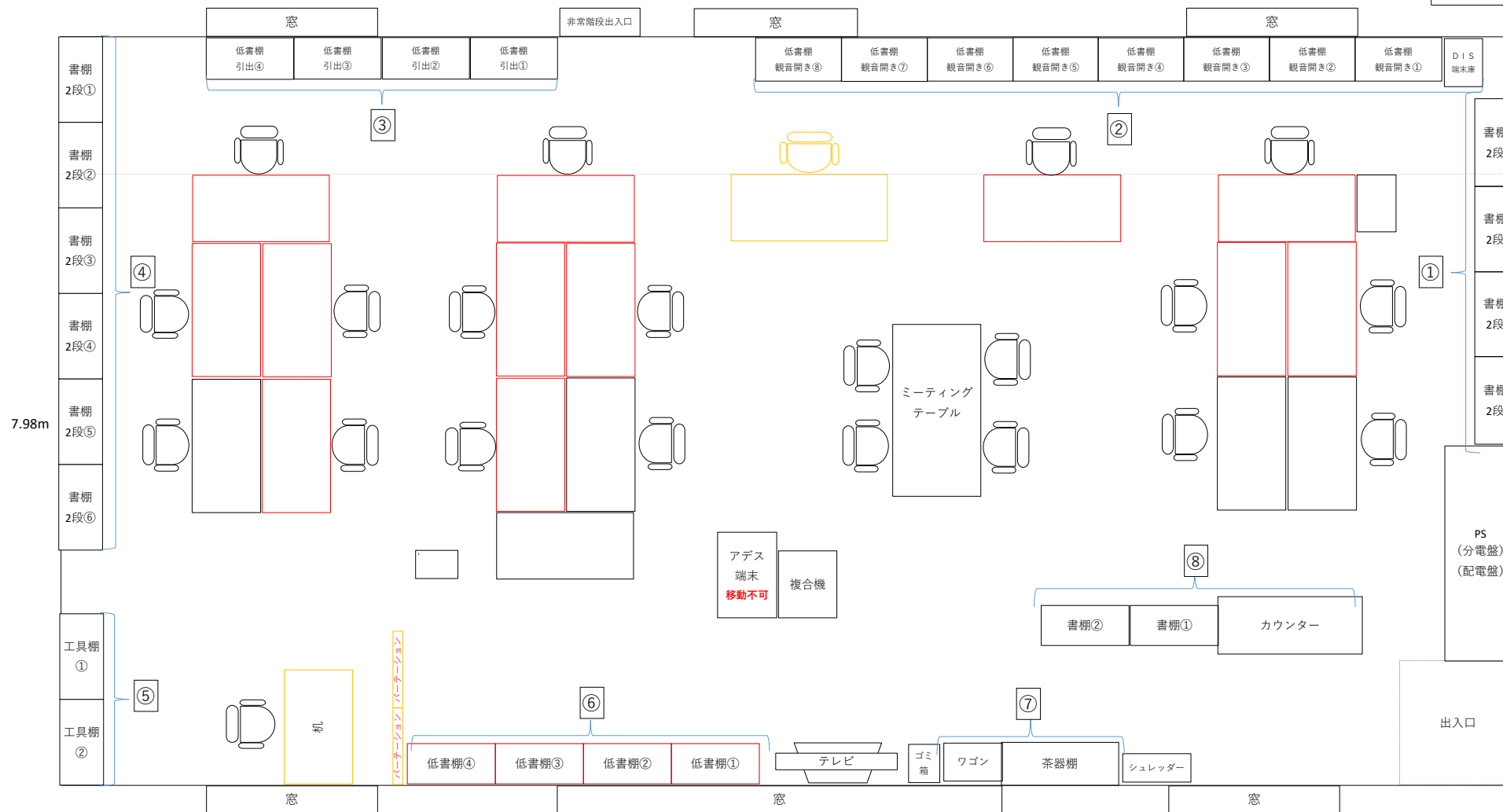
(4) 受注者は本仕様書及び作業実施において疑義が生じた場合は、監督職員に申し出、その指示に従うこと。

(5) 受注者は作業終了後、清掃実施済報告書1部を監督職員へ提出すること。
実施済報告書について、様式は問わないものとする。

第一庁舎 台長室配置図

別紙1-1





<第一庁舎>

1階 台長室

		縦(m)	横(m)	部屋の面積(m ²)
	部屋	7.98	5.00	39.90
		縦(m)	横(m)	削除面積(m ²)
①	書類戸棚(テレビ台含む)	0.45	3.10	1.39
②	棚	0.45	0.90	0.40
	削除する面積合計			1.79
	清掃面積(部屋面積－削除面積合計)			38.11

2階 防災事務室
観測予報事務室

		縦(m)	横(m)	部屋の面積(m ²)
	部屋	7.98	15.00	119.70
		縦(m)	横(m)	削除面積(m ²)
①	書庫	0.40	3.80	1.52
②	書庫	0.40	7.00	2.80
③	書類戸棚	0.50	3.60	1.80
④	書類戸棚	0.40	6.00	2.40
⑤	工具棚	0.50	2.00	1.00
⑥	書類戸棚	0.60	4.00	2.40
⑦	食器戸棚他	0.60	2.60	1.56
⑧	書棚・カウンター	0.50	3.40	1.70
	削除する面積合計			15.18
	清掃面積(部屋面積－削除面積合計)			104.52